

議案第69号

みよし市おかよし交流センター設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、おかよし交流センターの施設等の使用料の額を改正するため必要があるからである。

みよし市おかよし交流センター設置条例の一部を改正する条例

みよし市おかよし交流センター設置条例（平成31年みよし市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1和室（北）の項及び和室（南）の項中「120」を「130」に改める。

別表第2移動式プロジェクター（大）の項中「600」を「460」に改め、同表移動式拡声装置の項中「600」を「210」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市おかよし交流センター設置条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市おかよし交流センター設置条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市おかよし交流センター設置条例の一部改正新旧対照表

改正案			現行		
(使用料)			(使用料)		
第8条 利用者は、別表第1及び別表第2に掲げる使用料を、市長が指定する日までに納付しなければならない。			第8条 利用者は、別表第1及び別表第2に掲げる使用料を、市長が指定する日までに納付しなければならない。		
別表第1 (第8条関係)			別表第1 (第8条関係)		
おかよし交流センター使用料			おかよし交流センター使用料		
区分	使用料 (単位 円)	摘要	区分	使用料 (単位 円)	摘要
ホール (東) の項から調理室の項まで 略			同左		
和室 (北)	<u>130</u>		和室 (北)	<u>120</u>	
和室 (南)	<u>130</u>		和室 (南)	<u>120</u>	
講座室 1 の項以下 略			同左		
備考 略			備考 略		
別表第2 (第8条関係)			別表第2 (第8条関係)		
附属設備使用料			附属設備使用料		
種類	使用料 (単位 円)	摘要	種類	使用料 (単位 円)	摘要
移動式プロジェクター (大)	<u>460</u>		移動式プロジェクター (大)	<u>600</u>	
移動式プロジェクター (小) の項 略			同左		
移動式拡声装置	<u>210</u>	マイク付	移動式拡声装置	<u>600</u>	マイク付
グランドピアノの項 略			同左		
備考 略			備考 略		